

刈谷市用途地域における形態制限等一覧

	絶対高さ	外壁後退	道路斜線		隣地斜線		北側斜線		建ぺい率	容積率	日影規制				
			適用距離	勾配	立上り	勾配	立上り	勾配			対象建築物	測定高	5m<L 10m	10m<L	県条例
第一種低層住居専用地域	10m	-	20m	1.25	-	-	5m	1.25	60/100	100/100	軒高>7m 又は階数 3	1.5m	4時間	2.5時間	(二)
第二種低層住居専用地域	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第一種中高層住居専用地域	-	-	20m	1.25	20m	1.25	10m 1	1.25 1	60/100	150/100	高さ>10m	4m	3時間	2時間	(一)
									60/100	200/100	高さ>10m	4m	4時間	2.5時間	(二)
第二種中高層住居専用地域	-	-	20m	1.25	20m	1.25	10m 1	1.25 1	60/100	150/100	高さ>10m	4m	3時間	2時間	(一)
第一種住居地域	-	-	20m	1.25	20m	1.25	-	-	60/100	200/100	高さ>10m	4m	4時間	2.5時間	(一)
第二種住居地域	-	-	20m	1.25	20m	1.25	-	-	60/100	200/100	高さ>10m	4m	4時間	2.5時間	(一)
準住居地域	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
近隣商業地域	-	-	20m	1.5	31m	2.5	-	-	80/100	200/100	高さ>10m	4m	5時間	3時間	(二)
商業地域	-	-	20m	1.5	31m	2.5	-	-	80/100	200/100	-	-	-	-	-
									80/100	400/100	-	-	-	-	-
準工業地域	-	-	20m	1.5	31m	2.5	-	-	60/100	200/100	高さ>10m	4m	5時間	3時間	(二)
工業地域	-	-	20m	1.5	31m	2.5	-	-	60/100	200/100	-	-	-	-	-
工業専用地域	-	-	20m	1.5	31m	2.5	-	-	60/100	200/100	-	-	-	-	-
指定なし	-	-	20m	1.5	31m	2.5	-	-	60/100	200/100	高さ>10m	4m	4時間	2.5時間	(二)

1 「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」では日影規制が適用されていれば、北側斜線制限は適用されない。

2 刈谷市は「第二種低層住居専用地域」、「準住居地域」の指定がない

注意

刈谷市の位置:北緯34'59"東経137'(市役所所在地)